

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本業務の契約の締結は、令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年2月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立世田谷文化生活情報センター主劇場等設備大規模改修工事基本計画策定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区立世田谷文化生活情報センターは、平成9（1997）年の竣工から築27年が経過し、施設・設備の老朽化が進行している。中でも、主劇場（パブリックシアター）では、舞台機構・舞台音響・舞台照明・ITVの各設備の老朽化が目立っており、前回、平成25年（2013）年の大規模改修から12年が経過したことを踏まえ、令和12年度に大規模改修工事を予定している。

本件は、予定工事内容及び今後の長期的な維持保全を目的とした改修基本計画を策定するための支援業務である。

(3) 業務内容

①過去の改修・修繕等履歴及び現況の調査並びに報告書の作成

竣工以降の主劇場及び小劇場の改修・修繕等の履歴及び現況を調査し、報告書を作成すること。なお、調査は、ヒアリング、目視及び図面により実施すること。

②改修機器等の提案

主劇場及び小劇場の舞台機構、舞台照明、舞台音響、ITVについて、現行と同等の性能を有し、令和12年度頃に調達可能と見込まれる機器を調査し、トレンド・メンテナンス・合理的な改修手法等の項目別に評価を行った上で、複数のメーカーの機器に関する比較表を作成し、最も適当と思われる機器等を提案すること。複数のメーカーによる機器が存在しない場合は、区担当者との協議すること。

なお、舞台機構については、既設の油圧機構を電動化した場合及び油圧機構を継続した場合について、今後のメンテナンス等を含めた費用対効果を比較した上で、提案すること。

③改修計画案の作成

現況調査結果に基づいて、主劇場及び小劇場の今後30年間の改修計画案を複数作成すること。なお、作成にあたっては、区の中長期保全計画で定めた改修時期を考慮

するとともに、施設運営上の支障を最小限に抑えた計画とすること。

④概算工事費の算出

③で作成した改修計画案を元に、概算工事費を算出すること。

⑤基本計画策定に係る助言・提案

その他、基本計画策定に係る助言・提案を行うこと。助言・提案は②～④を元に行うものとする。なお、基本計画策定業務は区が行うこととし、あくまで補足的な助言を求められた場合のみとする。

(4) 履行期間

契約の日から令和7年9月30日まで

2 参加資格

参加表明書の提出日時点において、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

(5) 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)において、国または地方公共団体が設置した劇場・ホール等の文化施設の舞台設備改修工事に係る基本計画または基本設計、実施設計に関する業務について、契約の元請としての受託実績を有すること。なお、令和6年度における実績は、令和7年3月31日までに履行が完了予定の契約を含むものとする。

(6) 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付(建築設計)1位から400位以内の設計事務所であること。

(7) 事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 評価基準

以下の内容ごとに採点方式により評価する。

①客観審査

審査項目	評価基準
事業者の実績	○事業者の業務における経験・実績は十分であるか。
担当者の実績	○担当者の業務における経験・実績は十分であるか。

②ヒアリング審査

審査項目	評価基準
実施方針	○業務の内容・性質に応じた担当者の配置を予定しているか。 ○業務の目的や内容を十分に理解しているか。

	○業務に対する熱意や意欲を感じられるか
提案能力	○区や施設の状況や課題の把握・分析を踏まえた提案であるか。 ○実現性・的確性のある提案であるか。
対応能力	○質問に対する応答を的確かつ明快に行えているか。

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区生活文化政策部文化・国際課文化・芸術行政担当

住 所 〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

世田谷区役所梅丘分庁舎3階

(午前8時30分～午後5時 土日祝日除く)

電 話 03-6304-3427

F A X 03-6304-3710

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間 令和7年2月7日(金)～令和7年2月21日(金)午後5時

場 所 上記(1)に同じ

方 法 希望者に無償配布する(世田谷区ホームページからダウンロード可)

[世田谷区トップページ](#)>[区政情報](#)>[契約・入札情報](#)>[発注情報](#)>

[現在実施中のプロポーザル情報](#)>[文化・スポーツ生涯学習](#)>

[「世田谷区立世田谷文化生活情報センター主劇場等設備大規模改修工事](#)

[基本計画策定支援業務委託」プロポーザルの実施について](#)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和7年2月7日(金)～令和7年2月21日(金)午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 郵送又は持参

※郵送の場合は、受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和7年2月28日(金)～令和7年3月28日(金)午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 郵送又は持参

※郵送の場合は、受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成要否：要
- (4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (11) 企画提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で作成できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。